

子育てにやさしい企業(県内第3号)として 国立大学法人佐賀大学を認定しました！

(次世代育成支援対策推進法 第13条 に基づく認定企業)

佐賀労働局は、平成24年3月、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代」という。)に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、国立大学法人佐賀大学を「基準適合事業主」として認定しました。佐賀県内では、3番目(県内大学では初)の認定となります。

* 「次世代法に基づく認定」とは、子育てしやすい職場環境の整備等目標とする一般事業主行動を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)が認定するものです。

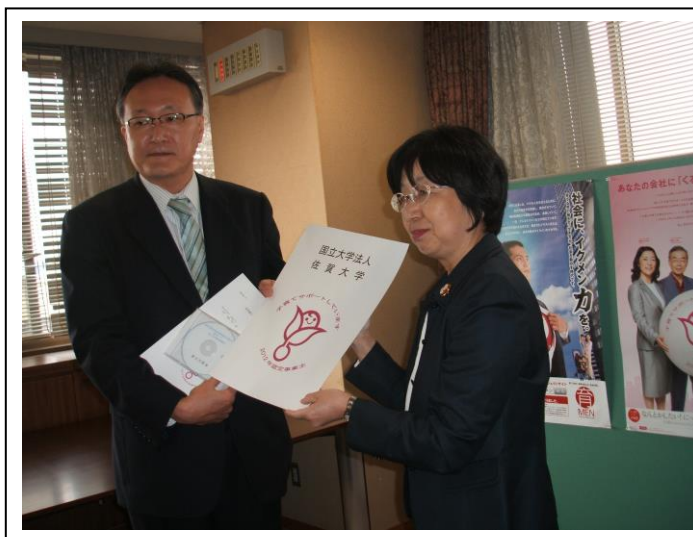
* 認定を受けた企業は、次世代認定マーク(愛称:「くるみん」)を、広告や商品等に表示することにより、企業のイメージアップを図る事ができます。



認定マーク「くるみん」

…… 佐賀労働局局長室で認定通知書交付式を行いました ……

(平成24年4月20日)



岩本副学長(左)と西村労働局長(右)

◇認定企業の紹介

国立大学法人 佐賀大学

代表者: 佛淵 孝夫

所在地: 佐賀市本庄町

労働者数: 2,523人(うち、女性1,219人)

取組内容

◇学内に設置した保育園に、平成22年1月より、病児・病後児保育室を併設し、職員が仕事を休むことなく子どもの保育ができる環境整備を行った。

◇子どもの出産時における父親の休暇取得促進を図るため、「配偶者出産休暇制度」を設けた。

◇小学校就学前の子を養育する職員を対象に、短時間勤務、始業・終業時刻の繰上げ繰り下げ、所定外労働の免除制度など、育児・介護休業法を上回る制度を導入した。

◇育児・介護の両立支援制度をわかりやすく取りまとめた「佐賀大学の育児介護支援ガイド」を作成、配布することで制度導入のみならず、各制度の利用促進を図った。

これにより、男性1名が育児休業を取得し、女性の育児休業取得率が94%となった。

【問合せ先】 佐賀市労働局 雇用均等室 ☎0952-32-7218